

令和2年度第1回白井市市民活動推進委員会（審査会）会議録

1. 開催日時 令和2年7月30日（木）午後1時15分～午後4時
2. 開催場所 白井市役所 東庁舎3階 会議室302
3. 出席者 関口宏聡委員、清水洋行委員、湯浅章吾委員、
大田茂子委員、黒木弘司委員、篠崎慶子委員（名簿順）
4. 欠席者 なし
5. 事務局 松岡課長、中原主査補、高橋主事補
6. 傍聴者 なし
7. 議 事
 - (1) 議長の選出について [公開]
 - (2) 令和2年度市民団体活動支援補助金の審査について [公開]（資料1、2）
 - (3) 令和2年度市民団体活動支援補助金の書類審査について [非公開]（資料3）
 - (4) 今後の予定について [公開]

8. 会議概要

- (1) 議長の選出について [公開]

[事務局] それでは、これより、次第の4、議事に入ります。

まず1番、議長の選出についてでございます。白井市附属機関条例において、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めると規定しており、本来であれば、委員長が議長を務めることとなりますが、今回は全委員の出席による会議ではございませんので、議長の選出とさせていただきます。

どなたか、自薦、他薦、御意見等ありますでしょうか。

[委員] はい。それでは、御意見がないようなので、昨年から、前回からこの委員を務めていただいておりますし、この分野で高い見識をお持ちの〇〇委員さんのほうに、議長のほうをお願いしたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。

[拍手]

[事務局] では、皆さんから拍手がございましたので、〇〇委員に議長をお願いしたいと思います。

[事務局] それでは、〇〇議長から、一言簡単に御挨拶いただければと思いますので、よろしくお祈りします。

[議長] 御推薦いただきまして、ありがとうございます。

今日は議長ということでやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めての方もいらっしゃいますので、慣れない審査にもなるかもしれませんが、事務局の方々含めて、皆さんが充実した審査ができるように努めてまいりますので、今日

は1日、よろしくお願いいたします。

[事務局] それでは、議事の進行ということで、議長のほうにお願いしたいのですが、次第に沿って、次第の2からお願いできますでしょうか。

(2) 令和2年度市民団体活動支援補助金の審査について [公開]

[議長] そうでしたら、今日のメインの議題であります、令和2年度市民団体活動支援補助金の審査についてということで、こちら、今日初めての委員さんもいらっしゃいますので、事務局のほうから、内容ですとか流れですとか、そこら辺の御説明をよろしくお願いいたします。

[事務局] それでは、資料等を含めて御説明いたします。

まず、本日の会議の目的ですけれども、この会議と次回8月5日、プレゼンテーション審査を合わせて、今年度の市民活動支援補助金の審査をしていただくことにございます。

本日は書類審査となりますが、委員の皆さんと疑問点や考え方などを共有していただきまして、ぜひ団体に確認したい点や、団体さんの優れている点、また、ちょっと劣っている点など、共通認識を持っていただきながら、次回のプレゼンテーション審査のほうで質疑応答等をしていただければ、スムーズな審査ができるかなと思います。

今回、コロナ禍での活動を念頭に置きまして、当初申請があった10団体を対象に、再申請を依頼しました。そうしたところ、当初10団体あったのですけれども、5団体からの申請に数が減ってしまいました。

報告があるのですけれども、今回、5団体ということで審査をお願いしていたのですけれども、本日、1件、〇〇という団体が、急遽辞退するという連絡がありましたので、最終的に、本日は4団体の審査となりますので、よろしくお願いいたします。

一応、1団体20分程度で書類審査を今日はしていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

それではまず、資料の1。こちらを出していただいて、こちらは順を追って説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。右上に資料1、四角で囲ったものがございます。よろしいでしょうか。

まず、1ページですね。1、審査対象となる事業について記載しております。こちらについては、①、②と、申請できる対象団体が実施する、市内で行われる公益活動。②、令和2年9月1日から令和3年3月31日に実施される事業ということが、補助対象となる事業となっております。これを二つとも満たす必要がありますので、よろしくお願いいたします。

一番大事な、公益活動とはということで、1ページの中段に点線で囲ってありますけれども、公益活動とは、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動ということになっております。

例えば、会員さんだけ、会員のメンバーだけが何か利益を受けるようなことではなくて、会員とかメンバーのほか、いろいろな市民を巻き込んでいただくような活動を対象としておりますので、よろしくお願いいたします。

申請事業の一例として、四角で囲った中に一例が出ておりますので、こちらを参考に見ていただければと思います。

続きまして、2、補助金の種類。こちらについては、活動促進型というものと、活動発展型という二つのタイプがそれぞれ要件が記載されております。本日は、活動促進型というのが3団体、活動発展型が1団体の、合計4団体の書類審査ということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2ページをお開きください。3番目の審査対象となる提出書類ということで、こちらについては記載のとおり、全10種類となっております、既に委員の皆様にも郵送させていただいております。

再提出に当たりまして、各団体とも、それぞれの資料の4ページに、感染防止対策確認書ということを新たに追加しておりますので、確認をお願いいたします。

続きまして、4番、審査方法ということですが、今回、構成メンバー6名の方、お集まりいただきましたけれども、本日の書類審査と8月5日のプレゼンテーション審査を踏まえて、総合的に審査させていただきます。

また、プレゼンテーション審査については、公開形式で実施する予定でしたが、コロナウイルスの影響の関係で、今年度については非公開での実施としております。

続きまして、3ページを御覧ください。5番のプレゼンテーション審査の内容ということで、各団体が事業の説明の発表を5分で行いまして、質疑応答を7分。入れ替え時間も含めまして、1団体15分で進めてまいります。審査の公平性を確保するために、発表が5分を超えた団体は、途中であっても終了とさせていただきます。

プレゼンテーションの順番は掲載のとおりなのですが、本日の書類審査についても、この順番でやっていただければと思います。2番のらくだ会さんのほうが辞退ということで、1団体ずつ早めていくような形でお願いいたします。

1団体の15分の時間の内訳については、3ページの下のところを書いてある部分で、8月5日のスケジュールについては資料の2となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、4ページをお開きください。審査の内容ですが、表にあるような5項目ないし6項目で審査をしていただきます。必要性、公益性、実現性、自立性、自発性、事業効果となっております。活動促進型が合計30点満点、活動発展型が合計40点満点となっております。それぞれ委員さんのつけた点数の平均点の高い順番から、一応、採択という形になっております。

5ページ、6ページを御覧いただきたいのですが、裏表で申し訳ございません。

5 ページの 7 番、採択方法と基準についてということで、こちらについてはちょっと状況が変わりまして、今年度、予算が100万円ありまして、当初、10団体から申請がありました。点数の高い順に希望された補助金額を交付していった、最終的に足りなくなったところで打切りというような形を想定していたのですけれども、団体さんが減った関係で、全ての団体さんが、審査を通れば補助金額としては足りるということになります。もともと促進型と発展型と上位3団体は認めるような形でいく予定だったのですけれども、数が減ったので、この辺は説明は割愛させていただくのですけれども、2番のところにあります採択基準点、こちらを全ての団体がクリアすると全て補助金が交付されるような形になるので、書類審査の中でまたお話ししますけれども、審査基準としてちょっと注意していただく部分がありますので、後ほど説明いたします。

審査についての説明は以上になります。お願いいたします。

[議長] ありがとうございます。

まずは、私からコメントすることでもないかもしれませんが、新型コロナの影響を受けながらも、ちゃんとこの補助金をやっていただいたということは感謝したいと思いますし、例えば、私、もう1個、東京都新宿区ですね。まさにコロナの発生源となっているところのこうした委員もやっているのですけれども、新宿区は全て中止しました。本年度の補助事業を。ですから、新宿区のNPOとか市民活動団体は、頼りにしていた団体もあるのですけれども、これは致し方ないとはいえ、全部中止ということで予定が全部狂っているのですけれども、白井市さんはいろいろ事務局さんが頑張っていたいて、何とか、数が減ってしまったのは残念ではありますけれども、やっていただけるといって、これは非常にありがたいことだなと思います。

ただ、やっぱり想定と違うことが幾つか出てきていて、今お話のあったとおり、大きいのはあれですね。予算が足りないことを想定してシステムが想定されているので、今回は正直言って、全団体交付しても予算的には足りるということがありますので、今回の審査においては、先ほどあった5ページの採択基準点というのが非常に重要になってくるというところで、これはこの後の書類審査でもお話があると思いますけれども、促進型で15点、つまり50%ですね。30点満点中の半分取れたらお金はもらえるということで、発展型においては、40点満点の24点なので、60%という、皆さん審査する上で、今日結論を出していただく必要はないのですけれども、最終的にはプレゼンテーションを聞いていただいて点数をつけていただくのですが、その閾値を意識して点数をつけていただくということが、今回はすごく重要であるということになっておりますので、それを踏まえて、お話をこの後聞いていただければと思いますけれども。

現時点で何か御質問があれば、お受けして。

はい、どうぞ。

[委員] 4ページのところにある、この審査項目の中で、活動促進型と活動発展型で、

事業効果というのが対象になる、対象にならないの違いが出ているのですけれども、これはどういうことなのですかね。活動促進型は効果がなくてもよいということなのですか。

[事務局] この資料1の1ページを御覧いただきたいのですが、活動促進型と活動発展型の団体要件、あるいは対象事業というところを見ていただきたいのですが、活動促進型というのが、いわゆる市民活動の入門的な事業あるいは団体さんになりまして、活動発展型は、その団体活動をより発展させて、地域の課題解決を目指していこうというものになっております。そういう関係もございまして、審査項目についても、活動促進型で事業効果を求めないというわけではないのですが、地域の課題解決というようなことを主眼とした事業効果という点で活動発展型のみ、それを審査基準ということで盛り込んでいるということになります。

[委員] よく分からないのですけれども。ですけれども、これを見ると、必要性のところに、市民ニーズや地域課題を捉えたかと聞いているとしたら、それに対して、それが解決できるとなっていないければ、目的と結果が合わなくてよいと言っているのですか。こういう問題があるのに、何かやるけど結果が出なくてもいいよねということなのですか。それは。

[事務局] 地域の課題を解決していくというものは、いろいろな取組を集中的に実施するか、もしくは一つの取組をより強力に実施していくことによって、地域の課題の解決になっていくと思います。

この地域というのは、狭く見ても小学校区単位、あるいは一般的には、白井市全体というふうに捉えておりますので、その事業自体の効果ということは求めているのですけれども、地域の、つまり白井市の課題解決、あるいは小学校区の課題解決というところまでは活動促進型の事業の中では、そこまでは求めていないということです。

[委員] それは何が違うのですか。そこまで求めるか求めないかというのが分からないのですけれども。

[議長] ちょっといいですか。まず、活動促進型というのと、活動発展型というのは、確かに同じ補助金の制度ではあるのですけれども、タイプが異なるということと、あと、言葉のあやかなのもしれないのですけれども、地域の課題解決といったときに、今日出ている団体さんを見ていただければ分かると思うのですが、やっぱり市民活動というのは、それぞれの方々が何か問題だと。これ、ああしたいな、こうしたいな。例えば、子供の貧困を何とかしたいなと思ったときに、小さくても始めるというのも一つ市民活動の在り方としてありまして、ここで言っている活動発展型が求めている地域の課題解決の効果というのは、今お話のあったとおり、射程がかなり大きいものになっていると。小さな課題解決というところでの促進型の話と、発展型が求めているものというのは、やはり差があるということは御理解いただきたいのですけれども。

[委員] そのあたりは分かりますけれども、何か解決するというのがなければ、ちっち

やいものも解決しないと駄目なのではないかなど。それが解決するものが評価されなければ、今回のこの申請書類を見ても何も分からないのですよ。はっきり言って、漠然としていて、想像性を上げなければいけないものばかりで、こういうニーズがあるんだ、それに対してどうするのだ、その結果をどうメジャーメントするのだというのがないから、お金を出して、しかも税金出してやって、何も出なくていいのですよというのはいり得ないと思っいて。

〔議長〕 何も。

〔委員〕 ちっちゃいものでも出るのであれば、それを評価対象にすべきだと思うのですけどね。こういった部分は出るのですよというのがなければ。

〔委員〕 言われてみると、そういう気もするのですけれども、審査項目のほかに、公益性というところの評価があつて、まずはこの促進型を立ち上げるというところの支援だと思うのですよね。何かやりたいとか、何か気づいた人たちが、まずは何かやってみる。それは委託事業とかの観点からすると、評価とすると、ちょっとおかしな感じかもしれないのですけれども、どちらかという、生涯学習的な、育てるといふ、そういう意味合いを持ったジャンル。

〔委員〕 であっても、1年目でやるのであれば、1年目のターゲットを決めるべきであつて、ここまでは成果出さなければいけない。最終的な目標はここなんだとなつても、事業期間として、最終的に評価される時にはここまで行っているのですよというのがちゃんと定義されていて、それはどうなのだというのをやらなければ、多分、本当にただやってみて駄目でした、何も効果が出ませんでしたというのでは、何のために出しているのか分からない。そんな使い方をしていいのかというのがありますよね。

少なくとも、その目標に向けて、1年間という期間をやるのであれば、その1年間どうなるのだというのはいりだと思ひますよ。大きなものをやらないのだったら、大きなものはやらなくてもいいのですけれども。

〔議長〕 現実問題として、この項目について議論するのは、もうこの前提でやつてしまつている以上。

〔委員〕 今年の方はいいですよ。今年の方はいいけれども、これじゃ全然できないと言つているのですよ。申請内容がめちゃくちゃ。自立性なんて、どうやって評価するのですか。自立性なんて、これ、どれ見たって、会費と参加費ぐらいじゃないですか。そうしたら、それはどうやって自立性があるのか、ないのかって判断するのですか。機械的に必要な金額の何%というのだったら、評価も何もなくて、それだけで判断すればいいだけで。必要性のところ、これ、何か想像力を働かせなければいけないものばかりでしたよ。こういうのがあるのですよと。本当にそうなのというのはい、さっぱり分からないし、これ。きちんと本当にデータを出して、白井市はこういう状況なのですよ、だからこういうことがあるのですよ、だからそれに対してこういう手段で対応するのですよ、それがこういうふ

うにすると1年後にはこうなるのです、将来的にこうなるのですというのが全く書かれていないから、全体としてぼんやりとしていて、言っていることで想像力を働かせなければ分からない、申請書が。

[議長] その点でいうと、プレゼンテーションがありますので、その場で直接その団体さんからの説明を聞いていただいて、今日は結論を出す場ではないので。

[委員] 評価項目がどうのこうのとおっしゃっていたから。項目がちゃんと練られているのかという話ですよ。今年はこれでやるのはしようがないですよ。もう出してしまっているのだから。だけれども、改善しないといけないことがありますよねという話ですよ。もっとちゃんと税金を使ってやる事業だったら、きちんと効果も出さなければ駄目だし。効果というのも、親睦だったら、親睦が上がるのですとか、何かが広がるのですというのでもいいと思うのです。数字的に入れなくてもいいと思うのだけれども、そういうところをちゃんとうたって、そこを目指して、そのために何をやるのだというのが分からないと、その手段が正しいのかも分からないし。何かこれ、イベントやりますと書いてある。そのイベントやるのが本当に向かっているのかも分からないのです、ここで。資料を見ても。

[議長] という御意見があるということは、事務局さんとしても受け止めていただき、我々も、今日は申し訳ないですけども、項目自体はとりあえずこれで行かせていただくとして、それで次回以降の補助金審査会以外の、普通の委員会が今年も開催されると思いますので、そのときの検討課題として、来年度以降のこの補助金をどうしていくかという中で検討していただくということによろしいですか。

[事務局] はい。

[議長] では、ほかの方、御質問とか御意見とか、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、一旦ここで休憩を挟んで、具体的な個別団体の書類審査ということでよろしいですかね。

[事務局] はい。

[議長] そしたら、予定だと25分まで休憩ですけども、いいですか、それで。

[事務局] はい。

[議長] そうしましたら、10分間、休憩です。お疲れさまです。

(3) 令和2年度市民団体活動支援補助金の書類審査について [非公開]

(理由) 白井市情報公開条例第9条第1項第5号に該当するため。

(4) 今後の予定について [公開]

[議長] 続きまして、今後の予定ということで、事務局のほうから御説明をいただければと思いますけれども。

[事務局] そしたら、また資料に戻ってしまうのですが、資料の2を出していただいて、8月5日のスケジュールのもう少し詳しいところを、説明が漏れていましたので、説明させていただきます。

資料の2を見ていただいて、1、2と、表上は5団体ですけれども、5団体のプレゼンをしていただいて、質疑応答をそれぞれ15分ずつやっただいて、最後、3番。左のところ、3番と書いてあるところで、プレゼンが終わりましたら、団体さんには、それぞれ自分の団体がプレゼンが終わったところで退出いただいて、お帰りいただくという形になります。

全ての団体が終わった後に、このスケジュールですと、2時50分から委員会全体で審査をします。プレゼンの結果を受けて、およそ50分の時間を費やしまして、あの団体がどうだった、こうだったというお話をしていただきます。

その後、皆さんの意見、一通り出たところで、10分間、3時40分から50分の10分間活用しまして、皆さんで最終的なプレゼンを聞いた結果の点数を記入していただきまして、事務局のほうに回収させていただきます。

事務局のほうで、それぞれ団体の採点を3時50分から4時20分の間、30分取らせていただきまして、集計をさせていただきます。委員の皆様は、30分間休憩をしていただいて、事務局のほうで集計が終わりましたら、4時20分から最終審査ということで、補助金採択団体の決定と、各団体、採択された団体も、されなかった団体も、2、3コメントを団体向けに作成していただければと思います。事務局のほうで、最終的には作文しまして、議長に最終確認をした上で、団体さんにフィードバックをしたいと思います。

最終的に、審査報告書を議長さんにですね、確認していただいて、最終的には、今日参加しました市長のほうに審査結果を報告して、一般にも公開するような形になります。

あと、次回の会議の開催通知を郵送していないもので、本日お渡しをしたいのですが、次回の8月5日の会議開催依頼ということでお渡しします。

あと、本日の委員会、委員報酬のほうが発生します。前年の担当者〇〇のほうから、振込先等確認しているはずですが。私のほうも、会計システムのほうに皆さんの登録があることを確認しましたので、10日から2週間ぐらい待っていただく間にお振込しますので、記帳等で確認していただければと思います。万が一、1か月たってもまだお金が入っていないよということがあれば、確認させていただきますので、こちらに御連絡をいただければと思います。

[事務局] 補足で、今日、辞退の申出があった、〇〇さん、それから、〇〇さんは、この後、事務局のほうから連絡をして、予定どおりプレゼンテーションに参加されるか否かの確認をいたします。

それによりましては、この発表順は変わりませんが、時間が、抜けた団体さんが出れば、その分、繰り上がっていくというようなことで、事務局のほうで時間調整をさせていただきます。

こうと思っておりますので、そのようなことで御予定をいただけたらと思います。

[議長] 開始時間は変わらないという理解でいいですね。

[事務局] はい、そうです。

[議長] お尻が短くなる、早くなるかもしれないという。

[事務局] はい。

それから、事務局から確認なのですけれども、今回、それぞれの団体さんの確認事項、それから、当日、プレゼンテーション後の質疑応答の際の質問事項を多数お寄せいただきました。

大変数多くあるものですから、全ての項目をこの限られた質疑の時間で聞くことはできないと思います。ただ、これだけ多くの確認をされたい事項が分からない状態ですと、審査のほうについてもなかなか難しいというところも出てくると思いますので、事務局のほうで、今日出た確認事項、あるいは質問として説明をしていただきたい事項を、昨年まではぶっつけ本番で、審査で、プレゼンテーションに臨んでいただいていたのですけれども、あらかじめ団体さんに、こういうような御指摘がありましたので、それをお伝えした上で、それを踏まえた説明をお願いしますということをお伝えしておくべきものなのかどうか。その辺の御審議いただきたいと思います。

[議長] ありがとうございます。

まず前提として、今回は、特に特定団体でどうこうという話は避けたいところではあるのですけれども、〇〇さんのほうが、そもそもこの補助事業に該当するのか否かというところのレベルまでで疑問点が多かったということがありまして、昨年は今おっしゃったとおり、ぶっつけ本番で、ここでいろいろ意見は出たのですけれども、そういったものはそれぞれの委員が胸に秘めて、当日プレゼンを聞いて、それを採点結果に反映させるということでやっておりましたが、今回は前年から方法を変えて、今回出たような御意見を事務局のほうでまとめていただいて、それを団体さんに1回お知らせすると。こういうことをぜひ当日触れてくださいということをお知らせして、当日、当然、フィードバックで御説明もいただけたらと思うのですが、いかんせん5分しかプレゼン時間がないものですから、全部は触れられないと。さて、では残りの今日出た質問に対して、どう対応すべきかというのは議論の検討ポイントなのですけれども、事務局としては、何か御提案はありますか。

[事務局] 事務局のほうとしては、今日確認してくださいというふうな出たもの、それから、当日伺いたいですねと出たものを言葉を箇条書にして、分かりやすくしたものを事前に団体さんにお送りした上で、それを踏まえたプレゼンテーション、それから質疑を想定しておいてくださいということをお伝えした上で、委員の皆さんには、団体さんに送った確認項目、あるいは質疑でのお答えいただきたい項目というものを委員さんにもあらかじめ、前日ぐらいになってしまうと思いますけれども、送らせていただいて、こういっ

たことを団体さんには告知しているという状態で当日の審査を迎えていただいて、その中で、プレゼンテーションで触れられなかった部分については、その質疑の中で各委員さんのほうから、限られた時間の中で必要なポイントの順に御質問いただいて、答えていただくという。そのような予定はどうかと思います。

〔議長〕 という御提案なのですけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

〔委員〕 単純に、資料を作ってもらって質問事項こういうのが出ましたというのをやって、それに対してこういう回答でというのがあって、触れられるなら触れればいいけれども、それを説明のときにみんなに回しておいて、渡していれば、見ながらやれて。事前の紙で分かるような質問に、その後で時間使うのはもったいないから、それはそれで回答してもらって、それに対しても、また質問があればすればいいし、プレゼンのやつはプレゼンのやつに対して、そちらのことについて頭を使ったほうがいいような気がするのですけれども。もう事前に出ているものについては、事前に準備してもらって、その回答を配付してもらいます。プレゼンの中に入れてもらえるのは入れてもらえばいいし、入れなくても書いてあるやつは分かるから、そこについて、これ、どういうことなのですかと聞けると思うし。

〔事務局〕 そうすると、確認事項とか質問事項を団体さんに送っておいた上で、事前に回答できるものは、事務局に回答ください。

〔議長〕 ただ、事前というか、それをやっていると、有利、不利が出てしまうので、当日、あくまで配ってくださるということ。

〔委員〕 そうですか。全部しゃべればそういうことでもいいけれども、基本的には、それを作ったものを持ってきて、全員に配付してもらって、それでプレゼン始めますといってやってくれればいいと思いますけれども。

〔議長〕 プレゼン資料はプレゼン資料でパワーポイントとかで作るとして、我々から送ったものに対する回答を、一緒に別紙でワードとかで作っておいてくてもいいですよ。それは皆さんに任せます。それは当然、回答が書いていない団体は不利になるでしょうし、丁寧に回答して、当日資料でこういう形で配られれば、この団体さんは真摯に我々の疑問に答えてくれているなどって、それは当然いい評価になるでしょうということを、だから、団体さんに任せるという感じですかね。

〔事務局〕 そうすると、当日に団体さんが、この質問確認事項に対する回答を印刷して、持って配るもよし、配らないのであったら、その時間の中で、それは十分に説明なりプレゼンしてくださいという、そういう選択肢でもいいし。

〔議長〕 そうですね。

〔事務局〕 その辺はお任せします。

〔議長〕 位置づけとしては、プレゼン資料の一体とさせていただいて、それが投影する

ものと配付するもので。前回もそうだったと思うのですけれども、別紙資料ありましたよね。ほかの団体さん。

[事務局] はい。

[議長] そういう位置づけであれば、別にこれまでの要綱とかと違反しないと私も思うのですが。

[事務局] はい、分かりました。

委員さんには、各団体さんに事務局のほうから、委員さんからの委員会での指摘事項ということで送ったその項目だとか、そういったものを委員さんにも、当日までにそれはお配りしておいたほうが、質疑のときに、どういう質問を出す必要があるかなということで分かると思うので、それはあったほうがいいですね。

[議長] そうですね。それはぜひ。作っていただいたものを我々にお送りいただくだけで、手間にもならないと思いますので。

[事務局] 分かりました。では、そういうお任せ。

[委員] 1点だけ確認なのですけれども、お任せというのは、どんな形で出してくるかはお任せだけど、出すのは義務づけたほうがいいと思うのですけれども。事前にわざわざ質問表を出してあげているのだから、それに対してはきちんと答えなさいと。これはベースにして。そうじゃないと、その質問を入れて、たった5分しかないプレゼンの時間に、それで引き延ばして終わりにされてしまうこともあるのであって、もっとちゃんと会って、コミュニケーションして、聞きたいことは聞かなければいけないから、そのための時間に費やしたほうがいいと思うのです。5分しかないのだったらね。だから。

[議長] よろしいです、すみません。そしたら、その回答なしなら回答なしでいいので、返して、ペーパーは出してもらおうというのをお願いしましょう、全団体。ただ、答えられないものは、当日プレゼンの中で触れますとかでもいいので。あるいは、分かりませんなら分かりませんでいいですから、出したものに対するリアクションは何らかしてくださいということで。それを我々、手元に当日は見た上で、質疑応答をなるべく凝縮してやるということでよろしいですか、皆さん。

あと、すみません、そもそもの確認で、もうちょっと早くやっておけばよかったのですけれども、7分の時間の使い方なのですが、これ、いろいろ自治体さんによってスタイルがありまして、白井市さんの場合は、昨年と同様のやり方でやれば、基本的に今日みたいな形で、挙手していただいて自由にやるという形になりますので、それは今回もそういう形でよろしいですよ。

[事務局] そうですね、はい。

[議長] ということなので、7分という限られた時間なので、恐らく全員は1団体当たり質問いただけないと思うのですね。委員が6名いて、私を除いて5名いらっしゃるわけなので。ですから、そこら辺は少し空気を読んでいただくというわけではないのですけれど

ども、なるべく多くの委員が質問いただけるように、御協力いただければと思います。

[事務局] はい、分かりました。

[議長] ほか。はい、どうぞ。

[委員] これって、そもそもその時間の根拠というのは、どうしてそんなに短いのですか。学会発表とかよりもずっと少ないですよ。学会発表は15分発表させてくれて、そこから10分とか5分とか質疑があるのに、これだけでお金もらえるかどうかの瀬戸際のやつを5分で話せと言われて、かいつまんで言うしかないとか。ここだけしかしゃべれないなどかとあって。その後、7分間で質問できるよというとき、委員が6人とかいたら、1人1分、相手も答えるのも入れると、秒単位の質問時間しかないわけですから。そういうふうになっているのはなぜなのかなという、素朴な疑問なのですけれども。

[議長] それはぜひ、お答えください。

[委員] 何かがあるのですね。

[事務局] 時間の配分というのは、ものすごく重要だと思うのですけれども、当初、その時間配分にした考え方は、申請書類をベースにして、その申請書類をよりしっかりと把握をするという部分と、それから、その思いを生の声で委員に届けるということで、そういった時間でいけば、5分というふうに設定をしました。ですので、申請書類というものがベースにあるということが前提に考えていただるものですから、5分にさせていただいて。

あとは、質疑のほうは、10分、15分あればもっと聞けると思うのですけれども、そこは10分だと、いろいろとほかの団体さんの発表もまた続いてくるところも想定をしながら、7分ぐらいでというふうにしましたので、基本は申請書をベースに、それを基に、その思いを生の声で審査員の方に伝えるということで設定をしています。

[委員] 勝負は申請書なのですか。勝負は申請書でしてくれと。

[議長] あと、〇〇さんが触れていない点でいうと、今回、たまたま少なくなっているのですけれども、白井市さんの場合は、原則、全員がプレゼンテーションに進めるという審査方式なのです。そうすると、この申請数に上限がない以上、例えば20団体申請が来てしまうと、全員公開プレゼンしなくてはいけなくて、それで現実的に、限られた時間の中で、公開プレゼンを全団体が受けられる権利があるものですから、やらなければいけないと。足切りがなくて。という中で、確かに時間については、不十分と言われればそうだと思いますが、今の落ち着いているところは、5分、7分というところで。これはもちろん改善の余地は私もあると思うので、例えば、新宿区ばかり出して申し訳ないですけれども、新宿区は足切りがあるので、結構、時間長めに取れるのですよね。

[事務局] そうなのですね。

[議長] 一次審査で、要は落とすところは落としているので。だけれども、白井市さんは、全員受けますよと、お話を聞きますよというスタイルなので、多少短くなってしまうの

は、私は致し方ないかなという面もあると思いますので。これは、すみません、次回以降の検討課題として。それでよろしいですか。何か、今回から変えるべきだという。

〔委員〕 今回は別に、もう時間が。広報してしまっているからあれですけども、何をしたいかだと思うのです。公開プレゼンの目標、目的が何か。それに合っているのが、その短い時間で達成できるなら、それはそれでいいと思うのです。達成できないのだったら、目的を達成するための方法を考えなければいけないわけで、それはさっきもおっしゃっていたような足切りだったり、時間を延ばすだったりという方法はあると思うのですけれども。ただ形だけやるというのが一番よくなくて、中途半端で。もう完全にそこが、やる気だけは見せるのだといたら、やる気をプレゼンで作ってくれと。

〔議長〕 そうなのですよ。

〔委員〕 俺はどれだけこれやりたいのだ、だから、5分でいいのだというのだったら、全員のところがやる気を見せる場だと思えば、それなりに5分でも多分できるかもしれないですけども、そうではなくて、これで分からなかったところを聞きながら審査をするのだというときには、やっぱり短いなと思うので。その目的をきちんと考えるべきなのではないのかなと。

〔議長〕 はい、おっしゃるとおり。私の理解は、どちらかという、やる気を見たいなと思っています。書面である程度分かる。今回は3グループ若干聞かなければいけないことが山盛りになってしまいましたけれども、理想型としては、〇〇の〇〇さんみたいな団体が並んでくることを想定した制度設計になっていると思っていますので。でも、会ってみないと、人となりといいますか、どういった方が代表をしているのかとか、意気込みとか、あと、理事は写真とかがあまり出ていないので、今回の。そこら辺をやっていただいて、我々が判断するということだと思うのですけれども。

ただ、想定と現実がずれているのは事実だと思いますので、そこは次回以降、また検討というか、改善していきたいなと思います。

〔委員〕 申請書も考えてほしいと思います。こういうのを作ってほしいというのが出てこないというのは、出てこない理由があるはずですから、それはちゃんと該当したはずだ、書けるはずだといって出したって、出てこなかったというのは、書けない理由があると。それは全く、50個出てきたうちのひとつとかであったら、それはその人の特性かなと思うのだけれども、そうではなくて、出てきたのがみんな、確かに一番最後の方は、いわゆる無難な書き方をされている、見ていると。ほかの方で全くこれはどう見てもさというものが出てきてしまう訳からすると、そこら辺、私もずっとプロジェクトをやっていたときに、ガイドとか標準とか作っていて、よい例として、日経コンピュータという雑誌に出たりもしたのですよ。だから、私から見ると、これ、全然駄目で、ガイドの仕方がよくないのではないかな。あと書類の作り方も、全然、この会計項目というのがどこもひもづいているのか分からないから、ここで6回で500点、どこから6回なのか分からないというか。全然

分からないから、チェックのしようもないし。この書類がみんな、ばらばらに単体に聞かれているだけなのです。そういうところを分かるようになっていないというのがあって、書き方も多分、口で説明して分からなければ、いい例があったらそれを直して、こういったふうなのを作ってほしいのですというので、まずいところだけ抜いて配付して、それをお手本に書いてもらうとかというのは、最低限のレベルがそろってくると思うので。

〔議長〕 おっしゃるとおりです。

〇〇さん、どうぞ。

〔事務局〕 〇〇委員には、言い訳のように感じるかもしれませんがけれども、工夫した例がございまして。この事業計画書を御覧いただいた際に、網かけになっているところというのが、言ってみれば、書いていただきたい項目になるのですが、例えば、事業の目的とか、事業の内容だとか、実施体制とか、告知方法。これは網かけになっております。

通常ですと、それだけの項目名で終わるパターンがあると思うのですが、事業の目的、あるいは事業の内容といったことを団体さんが何を理解をして書くかということが大切になると思いますので、事業の目的の横のほうに、クエスチョンマークで、丸々は何ですか、何ですか、実施しますか、いつどこで誰にとかというようなことを具体的にこの申請用紙自体に書くことによって、これを網羅することによって、この書き込みがある一定のものとして、委員の方に理解できることになるのですということを書いているところは、僅かかもしれませんがけれども、事務局のほうで工夫をして、この事業計画書等を作っているようなところになります。

〔委員〕 それは駄目だと思います。書いてあることが大事なのではなくて、書いてある結果が分かりづらいやつが出てきているということは、それで不十分だということを書いているのですよ。書いたからいいだろうと思っては絶対駄目で、ちゃんとそれは効果が出ているのかと。ちゃんと書いてほしいから書いたのだったら、ちゃんと書けているかというのを確認してもらって、書けていないのだったら、改善を続けていかないと、こういつたのって1回出して終わりではないので、どんどんどんどん改善をして、使いやすく、書きやすくしていかないと、全然駄目。

〔議長〕 そうですね。私からもコメントさせていただくと、おっしゃるとおりだと思うので、様式自体は改善の余地があるとは思いますが。というのと、あとは、ただ、審査側である、ある意味、事務局さんがやれると、先ほどのお話でも出たとおり、こうやれば通るよというのは言いづらいというお話があったと思うのですが、今日、たまたま、申し訳ないのですけれども、まちサポですね。助成金をいかにブラッシュアップしていくかという申請だったり、サポートとか、ブラッシュアップというのは、行政の役割でもありつつ、せっかくまちサポさんがあるので、まちサポさんは、ある意味、利害関係ないですから、その団体と。別に審査するわけでもありませんし、このメンバーにも入っていないので、幾らでもサポートはできる立場にあるのですよ。ですので、次回、ぜひテーマとして、今

回の補助金審査も、確かにコロナの影響というのもありましたけれども、我々の期待していたところと大分乖離があったという事実が出そうなわけなので、議題として、ぜひ立てていただいて、委員会の中でその様式の改善を含め、まちサポにもうちよつとそういうのをお願いするとか、告知を考えると、いろいろ改善方法はあると思いますので、ここである程度まとまった時間、議論させていただくということで、皆さん、意見を考えておいていただくということでどうでしょうか。お時間が来てしまっているものですから。よろしいですか。

その他、何か事務的な確認を含め、ありますか、事務局から。閉めてしまってよろしいですか。

[委員] あと、この評価した書類が。

[議長] どうぞ。

[委員] 書類が記名で公開されるのですか。

[事務局] 皆様の委員のですか。

[委員] ええ。

[事務局] それは公開されません。

[委員] はい、分かりました。

[事務局] 公開されますのは、各委員の皆様がつけていただいた各審査項目の平均点と総合点、これが公開されます。

[議長] 今日の資料に入っていたと思いますが、昨年どうだったかというが。アウトプットとして、何が出てくるのか、よろしければ確認してください。

[事務局] そうですね。各団体には資料にあるような形式でフィードバックされます。ですから、各委員の皆さんの点数は伝わりません。

[議長] そこはご安心ください。近所付き合いが悪くなったりとか、そういうことはございませんので、大丈夫、安心して採点していただいて。というわけで、よろしいですかね。

本日の第1回市民活動支援補助金の審査会のほうは、これにて終わらせていただきたいと思います。皆さん、本当に活発な御意見、御感想を頂きまして、ありがとうございました。